

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：令和2年4月17日（令和2年（行情）諮問第211号）

答申日：令和2年8月25日（令和2年度（行情）答申第220号）

事件名：特定医療機関での特定事案に関する調査報告書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年10月17日付け元受文科振第358号により、文部科学大臣（以下「文部科学大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、2019年9月18日付けで、法に基づき処分庁に対して「特定医療機関での人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の不適合事案（特定年月日特定医療機関HPで公表）に関する調査報告書など文書一式」の開示を請求した。
- (2) 処分庁は2019年10月17日付けで開示請求対象文書について、
①一部の個人の氏名、経歴、性別、所属、印影、その他特定の個人を識別することができる情報②当該法人において調査対象となった臨床研究の課題名や研究内容、共同研究機関名等、については不開示とする、すなわち部分開示とする処分（原処分）とした。
- (3) 原処分の理由として、処分庁は、「特定の個人を識別することができる」「当該法人などの権利および競争上の地位を不当に妨害するおそれがある」と通知した。
- (4) このうち、「当該法人において調査対象となった臨床研究の課題名や研究内容、共同研究機関名等」においては、それが明らかになったからといって当該法人などに不利益や不都合を及ぼすものとはいえない。そ

もそも臨床研究の課題名や研究内容、共同研究機関については、大学病院医療情報ネットワーク研究センター（UMIN-CTR）などに登録され、一般にも公開されている情報である。一部開示文書によると、当該法人はすでに当該の臨床研究から中止（離脱）している。今後まとまるだろう研究成果に反映されないことになる。論文撤回などの事態に至らないので、当該研究の信頼性が揺らぐこともなく、権利や競争上の地位の妨害は及ばないと考える。さらに、研究の原資に、科研費や省庁の補助金が含まれているならば、日本国民の税金であって、一定のルールに則り適切に使用されるべきものであるから、その使用状況を知ることには、日本国民にとって当然の権利であるとともに当該法人と処分庁はその内容を日本国民に説明する責任がある。

特定の個人を識別することができる情報についても、承諾できない点がある。一例を挙げれば、文部科学大臣への報告書の1枚目（「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」不適合に関する調査結果並びに再発防止策に関する報告）において、特定医療機関の報告者名が非公開（黒塗り）になっている。当該指針では、重大な不適合の報告を「研究機関の長」に課している。当該部分が指針に遵守しており、「研究機関の長」である場合は、その要職者はウェブサイト含め周知の情報、公開情報である。

- (5) 以上のように原処分は、法の運用、解釈を誤ったものである、よってその取り消しを求めるため、本不服申し立てを行った。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」不適合に関する調査結果並びに再発防止策に関する報告書」であり、令和元年8月27日付けにて、文部科学大臣へ報告されたものである。

本件対象文書につき、令和元年9月17日付けにて、審査請求人より報告書など文書一式として、処分庁に対し行政文書開示請求がなされたため、不開示とした部分及び理由として、

- (1) 一部の個人の氏名、経歴、性別、所属、印影、その他個人に関する情報であることから、法5条1号の規定により不開示。
- (2) 当該法人において調査対象となった臨床研究の課題名や研究内容、共同研究機関名等については、法人等に関する情報であって、当該法人の権利及び競争上の地位を不当に阻害するおそれがあることから法5条2号の規定により不開示。

として、令和元年10月17日付けにて審査請求人に対し、行政文書開示決定通知書の通知を行ったところ、審査請求人から、原処分の取消しを

求める旨の審査請求が、令和2年1月14日付けにて、諮問庁へなされたところ。

2 審査請求人による審査請求の趣旨

審査請求人においては、審査請求に係る理由として以下を挙げている。

- (1) 「「当該法人において調査対象となった臨床研究の課題名や研究内容、共同研究機関名等」においては、それが明らかになったからといって当該法人などに不利益や不都合を及ぼすものとはいえない。そもそも臨床研究の課題名や研究内容、共同研究機関については、大学病院医療情報ネットワーク研究センター（UMIN-CTR）などに登録され、一般にも公開されている情報である。一部開示文書によると、当該法人はすでに当該の臨床研究から中止（離脱）している。今後まとまるであろう研究成果に反映されないことになる。論文撤回などの事態に至らないので、当該研究の信頼性が揺らぐこともなく、権利や競争上の地位の妨害は及ばないと考える。」
- (2) 「特定の個人を識別することができる情報についても、（中略）特定医療機関の報告者名が非公開（黒塗り）になっている。当該指針では、重大な不適合の報告を「研究機関の長」に課している。当該部分が指針に遵守しており、「研究機関の長」である場合は、その要職者はウェブサイト含め周知の情報、公開情報である。」

3 原処分当たりの考え方

上記2（1）については、審査請求人も言及しているとおり、本報告書の対象となった研究から特定医療機関はすでに離脱している立場であるが、当該研究は、現在、それ以外の研究機関によって、特定医療機関から提出された本不適合事案に関連したデータを用いずに継続中であり、論文化等による公表がされていない状態である。

不用意に当該研究の課題名、研究内容、研究を継続している研究機関名等を公表することにより、継続している当該研究が不適合事案に関わる研究と不当に印象付けるおそれ等があり、公にすることによりそれら研究機関等の権利及び競争上の地位を不当に阻害するおそれがある。また、研究を継続している研究機関等に独立行政法人等が含まれており、当該研究機関等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示理由に法5条6号柱書きを追加する。

また、特定医療機関としては、研究から離脱しているため、研究情報を主体的に公開できる立場にないことは考慮されるべきと考える。

当該研究はUMIN-CTR（※）に登録されているが、報告書に記載の当該研究の課題名、研究内容、共同研究機関名等を公にすることにより、当該研究が不適合事案に関わる研究と不当に印象付けるおそれ等があり、それら研究機関等の権利及び競争上の地位を不当に阻害するおそれがある

ことは上述のとおりである。

※ UMIN-CTRは、臨床研究の登録サイトであり、試験名、目的、責任研究者の氏名、所属組織などが一般公開されている。

なお、本不適合案件において、国からの補助金等は利用されていない。

上記2（2）については、法を踏まえた当該開示の基本的な考え方として、特定の個人を識別可能な情報を非公開とする一方で、倫理審査委員会等、常設の会議体であり委員名簿等が公開されているものについては開示とした。

本件対象文書の不開示情報には、特定医療機関の当該研究に携わった研究者等の氏名や当該診療科の医師免許取得後年数が含まれ、不適合を起こした個人に関する情報が記載されている。これらは不適合を起こした個人を識別できる情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある。

特定委員会A、特定委員会B及び特定委員会Cの委員に関する情報について特定医療機関は非公開としている。これらの委員に関する情報が公になった場合、調査結果及び再発防止対策が不十分であるなど、個別の委員に対していわれのない非難、中傷等が行われる可能性があり、個人の権利利益を害するおそれがある。

また、研究者等の氏名などを公表することにより当該研究分野が明確となり、当該研究の課題名、研究内容、研究を継続している研究機関名等が判明してしまう。これらを公にすることにより、上述の通り、継続している当該研究が不適合事案を受けたものであると不当に印象付けるなど、公にすることにより研究機関等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、研究者等の個人名については、公にすることにより、不適合事案に関わったものであるといわれのない非難、中傷等が行われる可能性があり、個人の権利利益を害するおそれがある。

特定医療機関は、本不適合事案について報告書を公開しておらず、公開を想定していない。

以上のことから、原処分の決定を行ったものであり、審査請求人の請求は理由がない。

なお、審査請求を受け再度検討した結果、開示決定時に不開示としていた部分のうち以下について、開示することとした。

本文／別紙	頁	開示箇所
報告書 鑑	1 頁	文書番号
報告書 鑑	1 頁	特定医療機関 病院長名
報告書 別紙 1	2 1 頁	電話番号

報告書 別紙 1	2 2 頁	特定医療機関 病院長名
報告書 別紙 1	2 3 頁	特定医療機関 病院長名
報告書 別紙 1	2 3 頁	電話番号
報告書 別紙 2	1 頁	特定医療機関 理事長名
報告書 別紙 3	1 頁	特定医療機関 理事長名
報告書 別紙 4	1 頁	特定医療機関 理事長名
報告書 別紙 5	1 頁	特定医療機関 病院長名
報告書 別紙 6	1 頁	病院長名
報告書 別紙 7	1 頁	病院長名
報告書 別紙 8	1 頁	特定医療機関 病院長名
報告書 別紙 8	1 頁	特定学部・病院倫理委員会 観察・疫学研究審査委員会 委員長名

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 2 年 4 月 1 7 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 6 月 1 日 審議
- ④ 同年 7 月 2 1 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 8 月 2 1 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法 5 条 1 号及び 2 号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、不開示部分のうち、上記第 3 の 3 に掲げる部分については、新たに開示するが、その余の不開示部分（具体的には、別表の 1 欄に掲げる不開示部分 1 ないし不開示部分 8 であると認められる。以下、併せて「本件不開示維持部分」という。）のうち、不開示部分 8 については、不開示理由に法 5 条 6 号柱書きを追加した上で、なお不開示を維持すべきとしている。そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示部分 1 について

ア 当該不開示部分は、特定法人における部局長等の公印の印影であることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主な

る不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該公印は、各々の部局長及びその用途ごとに、大きさ、材質、形状等を分けて作成・使用しているものであり、厳正な管理の下で使用されている。

これらの公印は、いずれも当該特定法人が作成する各文書の記載内容が真正なものであることを証する機能を有するため、当該印影を公にした場合、偽造による悪用等のおそれがあり、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、特定法人における部局長等の公印の印影であり、当該法人が作成した文書の記載内容が真正なものであることを証する機能を有しているものであることが認められる。

そうすると、当該不開示部分を公にすることにより、偽造による悪用等のおそれがあり、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分1は、法5条2号イに該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示部分2について

ア 当該不開示部分は、特定法人における部局長等の役職、氏名及び個人印影であることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該不開示部分は、民間法人である特定法人における部局長等の役職、氏名及び決裁確認欄の部局長等の個人の印影であるところ、当該情報は、特定の個人を識別することのできる情報であり、通常、一般には公にされていない特定法人内の内部文書に記載される情報として、公にすることにより、当該部局長等各個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当する。

(イ) また、当該不開示部分は、通常、一般には公にされていない特定法人内の内部管理文書に記載される部局長等の個人情報であるところ、当該情報が公にされた場合、どのような役職者がどのような研究管理上の個別具体的通知管理等を行っているかが明らかとなってしまう、特定法人における本件不適合事案の研究内容等に不満等を持つ者から、当該部局長等がいわれのない批判や中傷等を受ける可

能性が生じ、当該特定法人における研究事業等の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、特定法人における特定学部内の特定研究分野の臨床研究の申請の審査に対する「審査結果報告書」（31枚目）とその「承認通知書」（30枚目）に記載される部局長等の役職、氏名並びに表中（決裁確認欄）の役職及び個人印影（決裁確認欄は31枚目のみ）であることが認められる。

(イ) 当該不開示部分は、各部局長等の氏名等に係る情報であり、その記載ごと一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、同号ただし書該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、特定法人内における部局長等の役職及び氏名に係る公表慣行について確認させたところ、当該不開示部分に記載される部局長等を含め、部局長等の役職及び氏名には公表慣行があるとのことである。そうすると、当該不開示部分に記載される部局長等の役職及び氏名は、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

また、31枚目の表中（決裁確認欄）の部局長等の個人の印影については、公表慣行のある当該部局長等の姓を表示するにすぎないものであって、その形状等に認証的機能があるとは認め難いので、氏名と同様に法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、不開示部分2に記載される情報は、いずれも法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号には該当しない。

(ウ) 次に、法5条2号イの該当性について検討する。

a 諮問庁は、当該不開示部分を不開示とする理由を上記イ（イ）のとおり説明するが、本件開示請求の対象となる臨床研究は、特定法人の特定学部における事案であることは、31枚目の「審査結果報告書」及び本件対象文書の記載上既に明らかにされており、また、当審査会において、諮問庁より、特定法人において、一般に公表されている臨床研究申請等に係る審議等を行う特定委員会Dの規程の提示を受け確認したところ、不開示部分のうち①「承認通知書」の文書発出者部分（30枚目上から4行目の不開示部分（印影部分を除く。））及び②「審査結果報告書」の宛名部分（31枚目上から2行目の不開示部分）については、当該規程の中で、審議・承認上、申請される特定の研究分野や研究内容に関係なく、同一の文書授受者が行うものとして画一的に規定されていることが認められる。

そうすると、当該①②の不開示部分である部局長等の役職は、規程上画一的に規定されており、また、その氏名も上記（イ）のとおり公表慣行があることから、当該①②の不開示部分を公にしても、特定法人における本件不適合事案の研究内容等に不満や不平を持つ者から、当該部局長等がいわれのない批判や非難等を受け、当該特定法人における研究事業等の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、当該①②の不開示部分は、法5条2号イに該当しない。

b また、その余の不開示部分である「審査結果報告書」（31枚目）の表中（決裁確認欄）の部局長等の役職及び個人印影についても、上記aと同様の理由により、当該不開示部分を公にしても、当該特定法人における研究事業等の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当しない。

（エ）上記のことから、不開示部分2は、法5条1号、2号イのいずれにも該当しないと認められることから、開示すべきである。

（3）不開示部分3について

ア 当該不開示部分は、特定医療機関における職員の医師免許取得後年数であることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とする理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、公にされておらず公表慣行のない職員個人の医師免許取得後年数に係る情報であり、これを公にした場合、当該職員を知る一定範囲の者が、当該職員を特定することが可能となり、当該職員が他人に知られたくない個人情報や本件開示請求事案の関係者であることが明らかとなって、当該職員の権利利益を害するおそれがある。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分は、職員の氏名は記載されていないものの、職員個人の医師免許取得後年数に係る情報が記載されていることが認められ、これを公にした場合、当該職員を知る一定範囲の者が、当該職員を特定することが可能となり、当該職員が他人に知られたくない個人情報や本件開示請求事案の関係者であることが明らかとなって、当該職員の権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

そうすると、当該不開示部分は、法5条1号本文後段に規定する特

定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。また、当該不開示部分は、公にされておらず公表慣行がない情報であるとのことであるから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

したがって、不開示部分3は、法5条1号に該当すると認められることから不開示とすることが妥当である。

(4) 不開示部分4ないし不開示部分7について

ア 当該各不開示部分は、特定法人における内部委員会委員に係る情報（氏名・個人印影、役職、所属・職名、委員の種別等）であることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該各不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 不開示部分4（特定委員会A）、不開示部分5（特定委員会B）

及び不開示部分6（特定委員会C）は、本件開示請求の対象となる特定法人で発生した臨床研究の不適合事案について、不適合事実の確認、検証及び調査等を行うとともに不適合が認定された場合の再発防止策等を検討するための各内部調査委員会の委員の氏名・個人印影、役職、所属・職名及び委員の種別等であり、これらの各委員会の委員構成情報については、内部調査委員会としての設置上の目的からも公にすることはできず、一切公表していない情報である。

当該不開示部分である特定法人の臨床研究及びその不適合事案という機密情報を取り扱う内部調査委員会委員の構成情報を公にした場合、当該臨床研究に関係する関係者に様々な憶測や誤解を生じさせる可能性があり、また、調査対象となる臨床研究の内容や調査自体に不満等を持つ者から、当該各委員が、圧力や干渉及びいわれのない批判や中傷等を受ける可能性があり、当該特定法人における研究事業等の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

(イ) 不開示部分7（特定委員会D）は、特定法人において、通常臨床研究等の申請があった場合に、その審議・承認等を行う内部委員会の委員の役職、氏名・個人印影（106枚目は個人印影のみ）であり、上記（2）イ（ア）及び（イ）と同様の理由により、不開示としたところ、諮問庁において改めて確認した結果、当該不開示部分である特定委員会Dの委員の役職、氏名等の情報については、公表慣行があり、公になっている情報であることが確認された。

ウ 以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

(ア) 不開示部分 4 ないし不開示部分 6 について

当該各不開示部分を見分したところ，当該各不開示部分に記載されている各委員会は，特定法人で発生した臨床研究の不適合事案についての事実の確認，検証及び調査並びに不適合が認定された場合の再発防止策等を検討するための各内部調査委員会であり，当該不開示部分には，各委員会委員の構成情報（委員の氏名・個人印影，役職，所属・職名及び委員の種別等）が記載されていることが認められる。

諮問庁の説明によると，当該各不開示部分である各委員会の委員構成情報については，その内部調査委員会としての設置上一切公表していない情報であるとのことであるから，これを公にした場合，調査対象となる臨床研究の内容や調査自体に不満等を持つ者から，当該各委員が，圧力や干渉及びいわれのない批判や中傷等を受ける可能性があり，当該特定法人における研究事業等の適正な遂行に支障を及ぼすとともに，権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって，不開示部分 4 ないし不開示部分 6 は，法 5 条 2 号イに該当すると認められることから，不開示とすることが妥当である。

(イ) 不開示部分 7 について

a 当該不開示部分を見分したところ，当該不開示部分は，特定法人特定学部における特定委員会 D による特定研究分野の臨床研究の申請の審査に対する「審査結果報告書」（31 枚目）及び特定研究分野の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」違反の内容に対する審査結果である「意見書」（106 枚目）に記載された特定委員会 D の委員の役職，氏名・個人印影（106 枚目は個人印影のみ）であることが認められる。

b 諮問庁の説明によると，特定委員会 D の委員の役職及び氏名等の情報については，公表慣行があり，公になっている情報であるとのことである。

c まず，当該不開示部分における法 5 条 1 号該当性について検討すると，当該不開示部分は，特定委員会 D の委員の役職，氏名・個人印影に係る情報であり，その記載ごと一体として同号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで，法 5 条 1 号ただし書該当性について検討する。当該不開示部分における委員の役職及び氏名については，公になっている情報であるとのことであるから，同号ただし書イに該当す

ると認められる。また、当該委員の個人印影については、公表慣行のある当該委員の姓を表示するにすぎないものであって、その形状等に認証的機能があるとは認め難いので、氏名と同様に同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、不開示部分7に記載される情報は、いずれも法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号には該当しない。

d 次に、法5条2号イの該当性について検討すると、上記(2)ウ(ウ)と同様の理由により、当該不開示部分を公にしても、当該特定法人における研究事業等の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、当該不開示部分は、同号イに該当しない。

e 上記のことから、不開示部分7は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(5) 不開示部分8について

ア 当該不開示部分は、本件対象文書における臨床研究の課題名、研究内容、研究者、共同研究機関等に係る情報等であることが認められ、諮問庁は、当該不開示部分を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして、不開示とすべきとしている。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該不開示部分は、本件開示請求の対象である特定法人で発生した臨床研究の不適合事案について、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(以下「倫理指針」という。)に基づき、特定法人及び特定医療機関が、内部調査委員会等の調査・検証、参画する研究者等関係者及び共同研究機関等からの事情聴取等を踏まえ取りまとめ、厚生労働省及び文部科学省に提出した報告書とその鑑文書に記載される当該臨床研究に係る研究分野、課題、研究者、共同研究機関、研究内容等に係る情報一式である、

(イ) 当該不開示部分が記載される報告書及びその鑑文書については、上記(ア)のとおり、不適合事案の発生を受け、倫理指針に基づき厚生労働省及び文部科学省に対し報告を行うために、特定法人及び特定医療機関が作成した内部調査報告資料であり、特定法人及び特定医療機関並びに厚生労働省及び文部科学省においても、一切公にしていない情報である。

なお、特定法人及び特定医療機関では、当該臨床研究の不適合事

案の発生を受け、ホームページ上に、内容が特定されない形で不適合事案が発生したこと及び再発防止等を進めていくこと等について、公表を行っているが、当該不開示部分に記載・関係するような、当該臨床研究に係る研究分野、課題、研究者、共同研究機関、研究内容等の情報は一切公にされていない。

- (ウ) 当該不開示部分は、公にされていない当該臨床研究の不適合事案として認定された研究分野、課題、研究者、共同研究機関、研究内容等の情報が直接又は記載上特定可能な内容として記載されている情報一式であるところ、当該情報には、研究者と被験者に関する様々な臨床研究内容や病理研究内容上の具体的な研究上の極めて機微な情報が記載されているとともに、当該臨床研究の不適合認定の結果、継続が中断された特定法人及び特定医療機関並びに参画する研究者及び共同研究機関等における研究途上となっている非公表の独自の研究ノウハウやアイデア等が一体として記載されている。
- (エ) 当該臨床研究の実施に当たっては、被験者や共同研究機関等との間で、未完成（結果として中断した場合）の臨床研究の実施経緯等については公にしないという前提で秘密を厳守した上で実施してきたものであり、当該不開示部分は、当該臨床研究における不適合事案の発生により、その臨床研究自体が調査・検証等の中で中断せざるを得ず非公表としている情報であるところ、仮にこれらの情報が公にされた場合、当該臨床研究実施に係る情報管理に対する信頼が根底から揺るぎかねず、今後実施を予定する他の臨床研究の実施にも大きな支障を来すとともに、当該秘匿性の高い情報を知った不適合事案の臨床研究内容等に不満等を持つ者から、特定法人及び特定医療機関が不用意な批判や中傷等を受ける可能性がある。
- (オ) また、当該不開示部分に記載された当該臨床研究に係る研究分野、課題、研究者、共同研究機関、研究内容等の情報が直接又は記載上特定可能な内容として記載されている情報一式は、全て中断された非公表の研究途上の情報であり、他の研究者や共同研究機関等の参画を得て特定法人及び特定医療機関が一体として進める個別に切り離すことのできない独自の研究体制、方法、ノウハウ及びアイデア等が記載されている部分である。また、当該内容は、論文化等含め一切公表されていない極めて機密性の高い情報であり、これらは、今後も特定法人及び特定医療機関が、再び他の研究者や共同研究機関等の参画を得て、再設計して独自の研究を実施する可能性があるものである。これら未実施の研究構想等の情報一式である当該不開示部分を公にした場合、特定法人及び特定医療機関における独自の研究体制、方法、ノウハウ及びアイデア等が競争者に知れ渡ること

ともなる。

(カ) 上記のことから、当該不開示部分を公にした場合、特定法人及び特定医療機関における研究事業等の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

(キ) さらに、上記のとおり、当該不開示部分は、他の研究者や共同研究機関等の参画を得て特定法人及び特定医療機関が一体として進める個別に切り離すことのできない情報であり、当該不開示部分の情報全体が法5条2号イに該当するものであるところ、当該不開示部分の共同研究機関には、独立行政法人等が含まれていることから、本件不適合事案の研究が中断し離脱した特定法人とは関係なく、現在も同類分野の研究を継続する当該独立行政法人等が、不当な印象やいわれのない批判や非難等を受け、研究事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該独立行政法人等に関係する部分については、同条6号柱書きにも該当する。

(ク) なお、審査請求人は、審査請求書の中で、「臨床研究の課題名や研究内容、共同研究機関については、大学病院医療情報ネットワーク研究センター（UMIN-CTR）などに登録され、一般にも公開されている情報である。」旨主張しているが、本件開示請求の対象である、不適合認定の結果、継続が中断された特定法人及び特定医療機関が実施していた研究途上の当該臨床研究に関する情報は、UMIN-CTR等では、一切登録・公表されておらず、また、当該臨床研究に参画していた特定法人及び特定医療機関以外の研究者や共同研究機関等が、現在も同類分野の研究を継続していたとしても、本件開示請求の対象となる臨床研究に関する情報とは直接関係のないものであり、審査請求人の指摘は失当である。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、特定法人で発生した臨床研究の不適合事案について、「倫理指針」に基づき、特定法人及び特定医療機関が、内部調査委員会等の調査・検証、参画する研究者等関係者及び共同研究機関等からの事情聴取等を踏まえ取りまとめ、厚生労働省及び文部科学省に提出された報告書とその鑑文書に記載される当該臨床研究に係る研究分野、課題、研究者、共同研究機関、研究内容等に係る内部調査報告書に記載された情報であることが認められる。

また、当審査会において、上記イ（イ）に記載される特定法人が、当該臨床研究の不適合事案の発生を受け、ホームページ上で公表を行ったとする内容を確認したところ、当該臨床研究及び当該不開示

部分が特定されるような関係情報は公表されていないことが認められる。

(イ) 上記諮問庁の説明によると、当該不開示部分は、特定法人及び特定医療機関が他の研究者や共同研究機関等の参画を得て、一体として進める独自の研究体制、方法、ノウハウ及びアイデア等が記載された論文等を含め一切公表されていない機密性が高い情報であって、今後も特定法人及び特定医療機関が、再び他の研究者や共同研究機関等の参画を得て、再設計して独自の研究を実施する可能性があるものであるとのことである。

(ウ) そうすると、不開示部分 8 のうち、別表の 2 欄に掲げる部分を除く部分を公にした場合、当該臨床研究実施に係る情報管理に対する信頼が根底から揺るぎかねず、今後実施を予定する他の臨床研究の実施にも大きな支障を来すとともに、当該秘匿性の高い情報を知った不適合事案の臨床研究内容等に不満等を持つ者から、特定法人及び特定医療機関が不用意な批判や中傷等を受ける可能性があり、また、特定法人及び特定医療機関が他の研究者や共同研究機関等の参画を得て一体として進める独自の研究体制、方法、ノウハウ及びアイデア等が競争者に知れ渡ることとなって特定法人及び特定医療機関における研究事業等の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の主張は否定し難い。

したがって、不開示部分 8 のうち、別表の 2 欄に掲げる部分を除く部分については、法 5 条 2 号イに該当すると認められることから、同条 1 号及び 6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 次に、不開示部分 8 のうち、別表の 2 欄に掲げる部分について検討する。

a 6 枚目、30 枚目及び 31 枚目について

① 6 枚目の表中の一番下の段の不開示部分及び表下の上から 2 行目の不開示部分、② 30 枚目の（右上の別紙 1 を除き）上から 1 行目の不開示部分及び③ 31 枚目の上から 1 行目の不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、当該不開示部分が記載される各文書の発出上の日付を示した部分であることが認められ、当該①ないし③の不開示部分は、本件対象文書の 4 枚目の中で、既に公にされている情報であることが認められる。

そうすると、当該①ないし③の不開示部分は、個人に関する情報に該当せず、また、本件対象文書中既に公になっている情報であり、法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きのいずれにも該当しないと認め

られることから、開示すべきである。

b 17枚目について

(a) 17枚目の不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、「表4 2014年から2018年に実施された「臨床研究に関する倫理講習会」」の講師の氏名等に係る記載であることが認められ、その記載ごと一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、特定法人（特定医療機関を含む）における17枚目の2014年から2018年に実施された「臨床研究に関する倫理講習会」の開催情報の公表状況及び当該不開示部分の講師である特定法人の教員の氏名・所属等の公表慣行について改めて確認させたところ、「臨床研究に関する倫理講習会」に係る開催情報については、2014年から2016年実施分については、不特定多数の者が確認できる形で特定法人敷地内に掲示する等公表しており、また、2017年から2018年実施分については、特定法人敷地内の掲示に加えてホームページ等でも公表しているとのことである。また、当該不開示部分である講師となる特定法人の教員の氏名・所属等については、公表慣行があるとのことである。

そうすると、当該不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当すると認められることから、同号には該当しない。

(b) 次に、法5条2号イ及び6号柱書き該当性について検討すると、当該不開示部分は、公表慣行がある2014年から2018年に実施された「臨床研究に関する倫理講習会」の講師の氏名等に係る記載部分のみであり、当該倫理講習会に係るその他全ての情報は公になっていることが認められる。また、上記(a)のとおり、当該不開示部分は公表済みの情報とのことである。そうすると、当該不開示部分を公にしても、特定法人及び特定医療機関における研究事業等の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや共同研究機関である独立行政法人等が、不当な印象やいわれのない批判や非難等を受け、研究事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるとは認められないことから、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しない。

(c) したがって、上記のことから、17枚目の不開示部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示す

べきである。

c 76枚目について

(a) 76枚目の上から4つ目の表の右上欄の不開示部分について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とする理由について、改めて確認させたところ、当該不開示部分は、特定報告書中に記載される特定の内容に関係しない記入上の様式欄であるとのことである。

(b) そうすると、当該不開示部分は、個人に関する情報に該当せず、また、公にしても、特定法人及び特定医療機関における研究事業等の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ等があるとは認められないことから、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

d 上記のことから、不開示部分8のうち、別表の2欄に掲げる部分については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分については、別表の2欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の2欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙

本件対象文書

特定医療機関での「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の不適合事案」（特定年月日特定医療機関HPで公表）に関する，調査報告書など文書一式」

別表

1 本件不開示維持部分	本件対象文書中の該当箇所		不開示内容	2 開示すべき部分
	(枚目)	(行等)		
	不開示部分 1	1		
	3 0	（右上の別紙 1 を除き）上から 4 行目の文書発出者右の不開示部分	なし	
	9 6	（右上の別紙 3 を除き）上から 5 行目の文書発出者名右側の不開示部分	なし	
	9 8	（右上の別紙 5 を除き）上から 6 行目の文書発出者名右側の不開示部分	なし	
不開示部分 2	3 0	（右上の別紙 1 を除き）上から 4 行目の不開示部分（印影部分を除く）	特定法人における部局長等の役職，氏名	全部
	3 1	上から 2 行目の不開示部分		全部
			表中（決裁欄）の不開示部分	特定法人における部局長等の役職，個人印影
不開示部分 3	2 1	表中の不開示部分	特定医療機関職員の医師免許取得後年数	なし
不開示部分 4	9		特定委員会 A 委員に係る情報（氏名，所属・職名）	なし
不開示部分 5	1 0		特定委員会 B 委員に係る情報（氏	なし

			名, 所属・職名, 委員の種別)	
	9 9	(右上の別紙 6 を除き) 上から 4 行目の文書発出者及びその右側並びに 1 5 行目ないし 1 9 行目の不開示部分	特定委員会 B 委員に係る情報 (役職, 氏名・個人印影, 所属・職名等)	なし
不開示部分 6	2 4, 2 5,	表中の不開示部分	特定委員会 C 委員に係る情報 (氏名, 所属・職名, 委員の種別)	なし
	1 0 3	(右上の別紙 7 を除き) 上から 4 行目の文書発出者及びその右側並びに表中の不開示部分	特定委員会 C 委員に係る情報 (役職・氏名・個人印影, 所属・職名等)	なし
不開示部分 7	3 1	上から 5 行目の文書発出者及び右側の不開示部分	特定委員会 D 委員に係る情報 (役職・氏名, 個人印影)	全部
	1 0 6	(右上の別紙 8 を除き) 上から 6 行目の文書発出者名右側の不開示部分	特定委員会 D 委員に係る情報 (個人印影)	全部
不開示部分 8	1	上から 1 0 行目の不開示部分	臨床研究の課題名, 研究内容, 研究者, 共同研究機関等に係る情報	なし
	3 ないし 7, 1 1, 1 3 ないし 1 5, 1 7 ないし 2 0,			6 枚目の表中の一番下の段の不開示部分及び表下の上から 2 行目の不開示部分, 1 7 枚目

			の表の不 開示部分 のうち表 頭下の上 から一段 目ないし 4段目の 不開示部 分
	2 1	上から1行目の不開示 部分	なし
	2 2, 2 3		なし
	2 4	上から1行目の不開示 部分	なし
	2 5	表の下の不開示部分	なし
	2 8,		なし
	3 0	(右上の別紙1を除 き)上から1行目ない し3行目及び6行目な いし9行目の不開示部 分	(右上の 別紙1を 除き)上 から1行 目の不開 示部分
	3 1	上から1行目及び7行 目ないし10行目の不 開示部分	上から1 行目の不 開示部分
	3 2, 3 4ないし 4 0, 4 2ないし 9 5		7 6枚目 の上から 4つめの 表の右上 欄の不開 示部分

	9 6	(右上の別紙 3 を除き) 上から 5 行目の文書発出者右側の不開示部分を除く不開示部分		なし
	9 7			なし
	9 8	(右上の別紙 5 を除き) 上から 6 行目の文書発出者右側の不開示部分を除く不開示部分		なし
	9 9	(右上の別紙 6 を除き) 上から 6 ~ 9 行目の不開示部分		なし
	1 0 0 ないし 1 0 2			なし
	1 0 3	(右上の別紙 7 を除き) 上から 6 行目ないし 9 行目の不開示部分		なし
	1 0 4			なし
	1 0 6	(右上の別紙 8 を除き) 上から 8 行目ないし 1 1 行目及び 3 4 行目の不開示部分		なし
	1 0 7			なし